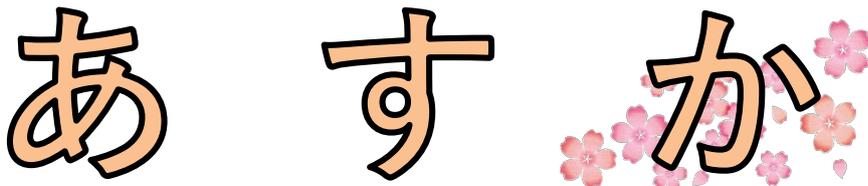


東京都行政書士会北支部広報



第53号

2025年2月1日発行

発行人 山賀良彦

編集人 吉村信一

北区赤羽西1-5-1-606

電話 03-5963-7437

FAX 03-5963-7430

新年のご挨拶



支部長 山賀 良彦

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

旧年中は、本支部の活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございました。

た。

さて、支部においては、令和4年度に、北区役所第二庁舎4階において、日本行政書士会連合会が総務省から受託した「マイナンバー代理申請事業」を行ってまいりました。

令和5年度は、その事業を発展させる形で、北区役所第二庁舎4階、赤羽区民事務所、区内ふれあい館、商業施設において、マイナンバーカード申請相談会事業の委託を北区から受託し、また、令和6年度も引き続き、北

区役所第二庁舎4階、赤羽区民事務所、区内商業施設で、区民の皆様に向けたマイナンバーカードの申請に関する支援を行っております。

また、支部では、あらゆる人に向けた法情報提供サービスを実現するために、区役所、赤羽会館での「無料相談会」、区内小中学校での「法教育出前授業」の実施などを継続的に行っております。

本年も、行政書士が、身近な困りごとを相談できる土業として、区民の皆様により寄り添えるよう活動を続けて参ります。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

結びに、皆様のご健勝ご繁栄、そして、令和7年が実り多い一年となることを祈念してご挨拶とさせていただきます。



北区長 やまだ 加奈子

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

山賀支部長様をはじめ、東京都行政書士会北支部の皆様には、日頃より区民

の皆さまの暮らしを守るために多大なるご尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

また、「無料相談会」をはじめ、マイナンバーカードの申請サポート、相続や遺言に関する講座などの啓発事業など、区民の皆さまが安心して暮らすための事業へご協力いただいておりますこと改めて感謝申し上げます。

さて、昨年は区政を「本格的に進める年」

をテーマに、7つの主要政策を柱とし、区民生活向上のための取組みを、臨機応変に、そしてスピード感を持って実施してまいりました。

そして今年は、区民の皆さまの豊かさが、さらに「広がる区政」を目指し、様々な分野の垣根を越えた横断的な取組みを進め、相乗効果を生み出すような施策を展開してまいります。

つきましては、行政書士会北支部の皆さまのより一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。結びに、皆さまの更なるご発展とご活躍を心よりご祈念申し上げます。



行政書士は身近な街の法律家

行政書士は許認可や登録申請、遺言や相続、色々な契約・届出などの相談から書類作成までサポートします。

新年賀詞交歓会 開催報告

令和7年1月22日（水）18時30分より、銀座アスター赤羽賓館において、東京都行政書士会北支部・東京行政書士政治連盟北支部主催、新年賀詞交歓会を開催しました。

日頃より北支部の活動にご理解、ご協力を賜っておりますご来賓の皆様を多数お招きし、和やかかつ賑やかな雰囲気のもと歓談も進み、来賓の皆様と、また支部会員同士で交流がはかれる場となりました。

今回は、ビュッフェ形式で着席と立食の併用という変則的なかたちでしたが、その分、料理をグレードアップし、参加の皆様にもご好評をいただきました。

皆様のご協力により恙なく会を終えましたことを感謝申し上げるとともに、今年も皆様にとって良き一年になりますよう、お祈り申し上げます。
(広報部部长 吉村信一)



やまだ 加奈子
北区長



高木 けい
衆議院議員



阿部 つかさ
衆議院議員



青木 愛
参議院議員



太田 明宏
元衆議院議員



大松 あきら
都議会議員



曾根 はじめ
都議会議員



こまざき 美紀
都議会議員



大沢 たかし
北議会議長



近藤 光則
北区議会副議長



山賀 良彦
支部長



関口 勝生
政連支部長



豪華料理の数々 今年はなんと北京ダックが登場!!



ご来場の皆様と記念撮影



～10士業合同～事業とくらしの無料相談会 開催報告

令和6年6月15日（土）13時より北とぴあ地下展示ホールにおいて、行政書士、弁護士、司法書士、税理士、土地家屋調査士、弁理士、不動産鑑定士、社会保険労務士、中小企業診断士、公認会計士の10士業が一堂に会し、北区内在住、在勤あるいは北区内の事業者を対象に無料相談会を開催いたしました。

東京都行政書士会北支部では日頃より定期的に無料相談会を実施しておりますが、この10士業の相談会においては行政書士分野を超えて、各士業団体がそれぞれの分野から相談者への確かなアドバイスを行うことができます。

北区では年に一度、毎年開催しておりますが、今年で32回目を数え、今回も33件のご相談をお受け致しました。その内、相続・遺言、国際業務に関する相談等、9件について行政書士が他の士業者とチームを組んでご

相談にお応えしました。

相談者にはご相談後、アンケートへ協力頂きましたが、アンケートからは相談結果に満足する声が多く、本相談会の特徴である複数士業者がそれぞれの立場からアドバイスを行う点を評価する感想も頂き、改めて本相談会の実施意義を感じる事ができました。

今後も相続・遺言分野はもちろんのこと、国際化に伴い相談内容も複雑多岐に渡ることが予想され、行政書士には他士業者と協力して問題解決に取り組む姿勢が求められます。今回の相談会は正にそのような社会の流れに即した取り組みであり、今後増々ニーズが高まると思われます。

北支部におきましても今回の相談会での経験を活かし、行政書士がますますご相談者に寄り添い、町の法律家として適切にお応えできるよう、努めていきたいと思っております。

（研修部部長 帆秋啓史）

相談員研修会を開催しました

令和6年7月4日（木）18時30分より北とぴあ902会議室にて相談員研修会が開催されました。

毎年恒例となる相談員研修会が開催されました。メインの「行政書士のための相談技法講座」の講師は、渋谷支部会員で、行政書士ADRセンター東京次長の大槻美菜先生です。

第1部「相談員としての心構えと注意点」は吉村広報部長から、北支部の活動に触れつつ、簡単に説明を行いました。北支部が実施している無料相談会の、概要と実情を理解していただけたと思います。

さて、いよいよ本題の第2部「行政書士のための相談技法講座」です。相談には「傾聴」が欠かせないが、そもそも「傾聴」とは

なんなのか。少しずつ掘り下げながら講義が進み、二人一組のワークを交えて理解を深めていきました。どなたも真剣に取り組んでおられました。

普段何気なく行っている相談業務。このように体系立てた講義を受講すると、新たな気づきや反省点が浮き彫りになります。どなたも実りの多い時間だったのではないかと思います。

研修後は王子近辺の中華料理屋で懇親会が開かれました。すでに顔見知りだった同士だけではなく、ワークでの繋がりができた参加者同士も大いに盛り上がり楽しいひと時となりました。

（広報部次長 毛利公彦）



マイナンバーカード申請相談支援事業報告会等&北支部暑気払い 開催報告

令和6年9月1日（日）、「マイナンバーカード申請相談支援事業についての紹介/勉強会/報告会」および「北支部暑気払い」を開催しました。

第1部「マイナンバーカード申請相談支援事業についての紹介/勉強会/報告会」は北とぴあ802会議室にて、部屋に入りきらないくらいのみなさまにご参加いただきました。



会場を北とぴあ17階「View & Kitchen Quad 17」に移しての第2部「北支部暑気払い」では、来賓のみなさまから温かい言葉をいただいた後、新会員の紹介をおこないました。第1部、第2部とも、他支部を含む多くの会員のみなさま、および来賓のみなさまに参加していただき、大変な盛況となりました。（広報部次長 毛利公彦）



六支部合同研修会「実践！相続人調査」研修会 開催報告

令和6年9月10日（火）18時より町屋文化センター第4会議室において六支部（荒川・北・台東・文京・墨田・江東支部）合同研修会「実践！相続人調査」をテーマに研修会を開催いたしました。

受講者は、会場参加が32名、オンライン参加が84名の合計116名でした。

第一部は、荒川支部副支部長の三五政彰先生より、「戸籍の読み方と職務上請求書の書き方」について講義いただきました。

戸籍の読み方として、相続順位の確認を念頭に、各戸籍等はどの期間を証明しているか「戸籍事由」欄を確認して丁寧に読み込み、戸籍の期間をメモすること。相続人の調査は、現在から過去へと、順番を遡及する基本的な方法で、職務上請求→戸籍の取得→記載内容の確認→次の職務上請求→戸籍の取得→記載内容の確認という作業の繰り返しです。

誰の戸籍を収集しているかを認識しながら戸籍を読み見込まないと誤ってしまいます。

被相続人に子がいない場合には、被相続人のすべての戸籍を取得して子の存在の有無を確認し、子が存在しない場合には、父母等の生死を確認することが必要です。

このほか、他の相続人への連絡用に、戸籍の附票を取得して現住所を調査することや、相続人が居住する自治体の役場において、被

相続人の出生から死亡までの連続する戸籍等の取得ができる「広域交付制度」の概要、職務上請求書の作成において、必ず、日本行政書士会連合の「職務上請求書取扱説明書」を参照して、内容を確認することなどについてお話いただきました。

第二部は、荒川支部長の小林伸太郎先生より、「実践！相続人調査」として、例示された戸籍等を読み込み、職務上請求書及び相続関係説明図を作成しました。演習時間は15分程とられましたが、時間内の書類作成は難しいものでした。

特に、改製原戸籍の内容は、手書きの記載のため、読み込むのは難しいものです。戸籍等の証明期間の把握及び、その戸籍等の内容が、どこから転入・転出されたかを読み込むことで、また、新たな戸籍等取得のために職務上請求書の作成が必要となります。演習終了後、小林先生から、職務上請求書及び、相続関係説明図の作成内容も説明されました。

時間的な制約がある中での書類作成は、良い訓練となりました。今後もこのような演習問題の研修会が実施されることが望ましいと思われま。

貴重な講義をしていただきました、三五先生、小林先生、ありがとうございました。（副支部長 石原丈路）



王子公証役場との合同無料相談会を開催しました

令和6年10月3日(木)の10時から16時、北区役所第一庁舎一階ロビーにおいて王子公証役場との合同無料相談会を開催し、25件の相談をお受けしました。

相談の内訳は、遺言16件、相続4件、不動産問題1件、近隣問題2件、在留関係1件、その他(墓じまい)1件となっております。

午前午後とも、行政書士8名・公証人1名の体制、延べ16名で対応しました。

普段、公証役場に行かなければ遭遇することの少ない、公証人に直接、具体的な相談ができたので、相談者の皆様の満足度も高かったのではないのでしょうか。今後も合同無料相談会を継続していければと思います。(広報部次長 毛利公彦)

暴力団等排除対策委員会特別研修会 開催報告

令和6年12月5日(木)、北とぴあ901会議室において、令和6年度暴力団等排除対策委員会特別研修会が開催されました。

冒頭で、来賓の東京都行政書士会の雨谷副会長と東京都行政書士会暴力団等排除対策委員会の石田委員長にご挨拶いただきました。

前半は王子・滝野川・赤羽の各警察署の刑事組織犯罪対策課のご担当者みなさまに、都内および北区における暴力団等の現状についての講義をしていただきました。今回は、「トクリュウ(匿名・流動型犯罪グループ)」という新しい用語が出てきて、大変興味深い内容となりました。後半は反社会勢力に対する対応要領や組織作りに関するDVDを上映しました。

北支部では地域の警察と連携しながら、暴力団等排除対策に関する研修を毎年定期的で開催しています。今後も、暴力団等反社会的勢力の排除活動に取り組んでまいります。

(広報部次長 毛利公彦)

ようこそ北支部へ!!

令和6年6月から12月までに北支部に入会された新入・転入会員の皆さんをご紹介します。

氏名	入会年月日	事務所名称	事務所所在地	電話番号
平田 康治	R6.6.1	安心相続行政書士事務所	赤羽1-52-10 外0171赤羽岩淵5F	03-5249-0580
岩附 純	R6.7.1	いわつき行政書士事務所	上中里1-37-15-1303	070-4710-7498
落合 真美	R6.9.1	行政書士おちあい事務所	志茂4-25-8	080-9265-4568
那須 和彦	R6.9.13 (文京支部より転入)	那須行政書士事務所	岸町2-10-2 佐藤方	070-8419-1459
小林 希美	R6.9.30 (千代田支部より転入)	みのり行政書士事務所	東十条5-17-11	050-3503-0502
鈴木 幸恵	R6.12.13 (板橋支部より転入)	行政書士法人常任事務所	赤羽西1-5-1-606 赤羽駅東口I	03-3905-6981
杉山 貴啓	R6.12.27 (千代田支部より転入)	外川行政書士事務所	滝野川6-58-5 La Maison徳102号	080-7880-9970



落合 真美

法律事務、行政事務の経験から相続業務や許認可業務に取り組んでまいります。諸先輩方のご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



鈴木 幸恵

皆様のことをより多く知り、出来ることは少しずつチャレンジして貢献したいです。何卒よろしくお願い致します。



杉山 貴啓

北区に事務所移転いたしました。司法書士、社労士等の資格もあり、横断的なアドバイスが得意です。ぜひよろしくお願い致します。



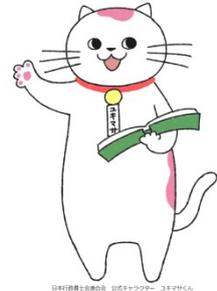


東京都行政書士会北支部

無料相談会

■ 北区の行政書士会主催だから安心!!

相談員は全て地元北区で働く行政書士です
行政書士会所定の研修を受けた専門相談員が分かりやすく丁寧にお答えします



日本行政書士会連合会 北支会事務局 3F 相談センター

■ さまざまなお相談にご対応いたします!!

【よくあるご相談事例】

- 相続に関する事
- 遺言に関する事
- 成年後見に関する事
- 離婚・家族問題
- 借地・借家など不動産に関する事
- 外国人のビザや帰化に関する事
- 近隣トラブル
- 会社設立や営業許可申請など事業に関する事
- 売買・賃貸借など契約に関する事

その他上記以外のことでもご相談可能です

区役所無料相談会

北区役所で定期的に行っている無料相談会です

日時 偶数月(10月除く)の第一火曜日
13:00~16:00

場所 北区役所第1庁舎1階ロビー
(王子本町1-15-22)

サテライト相談会

奇数月に区内各地で実施する特別相談会です

日時 奇数月の第一火曜日
13:00~16:00

場所 北区内のふれあい館等

※詳細は支部ホームページ、フェイスブックページのほか、北区ニュース等でお知らせいたします。

- ご相談時間の目安はお一人様30分です。
- 相談会の日時は予告なく変更になる場合があります。
- ご予約なしでもご相談可能ですので、お気軽にご来場ください。
- 継続相談（2回目以降のご相談）または業務依頼をご希望の場合は有料となります。
- 継続相談、業務依頼をご希望の場合、相談センターにご連絡いただくと、適任の行政書士をご紹介します。

ご予約・お問合せはこちらまで

東京都行政書士会北支部 相談センター

(電話受付時間:平日 9時~17時)

☎ 03-5963-7437



info@kitashibu.tokyo

HP: <http://kitashibu.tokyo/>  [facebook.com/kitashibu.tokyo/](https://www.facebook.com/kitashibu.tokyo/)

